

感 発 0 6 1 7 第 1 号  
令 和 7 年 6 月 1 7 日

各 

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長  
( 公 印 省 略 )

### H I V 検 査 ・ 相 談 事 業 に つ い て

標記については、平成25年3月29日健発0329第19号通知に定める実施要綱に基づき行われているところであるが、今般、同通知の別紙「H I V 検 査 ・ 相 談 事 業 実 施 要 綱」の一部を別添1の新旧対照表のとおり改正することとしたので通知する。

本事業の実施に当たっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について、特段の御配慮をお願いする。

また、「HIV検査体制の改善と効果的な受検勧奨のための研究」（令和6年度エイズ対策政策研究）において、別添2のとおり「保健所等におけるHIV検査・相談のガイドライン」が第5版として改定された。本ガイドラインについては、特定感染症検査等事業におけるH I V 検 査 ・ 相 談 事 業 の 中 で、全 体 の 保 健 所 等 で 御 対 応 いた だ け っ て い る も の で あり、引き続き御参照いただきたい。

さらに、今般、上記ガイドラインのコラムや後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成三十年厚生労働省告示第九号）において検討の必要性が記載されている郵送検査に関して、厚生労働省において別添3のとおり、「保健所等で実施するHIV郵送検査の手引き」を作成した。本手引きについては、特定感染症検査等事業におけるH I V 検 査 ・ 相 談 事 業 の 中 で、新 た な 選 択 肢 と し て 位 置 付 け た 郵 送 検 査 の 手 引 き と し て 別 途 作 成 したものであり、郵送検査を実施する保健所等において御参照いただきたい。

これらの内容についても御了知の上、関係機関等への周知について、特段の御配慮をお願いする。

(別紙) H I V 検 査 ・ 相 談 事 業 実 施 要 綱

(別添2) 保健所等におけるHIV検査・相談のガイドライン（第5版）

(別添3) 保健所等で実施するHIV郵送検査の手引き

別紙

H I V 検査・相談事業実施要綱

1. 事業目的

この事業は、場所や時間帯等、利用者の利便性に配慮した検査・相談を実施することにより、H I V 感染の早期発見・早期治療および利用者の行動変容を促進し、もってH I V 感染の防止を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、次のとおりとする。

(1) 3の(1)の事業

都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区

(2) 3の(2)の事業

都道府県

(3) 3の(3)の事業

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市及び福岡市

3. 事業内容

(1) 保健所等におけるH I V 検査・相談事業（委託による検査・相談を含む。ただし、(2)の事業を除く。）

(ア) 保健所等において、H I V ・エイズに関する検査及び相談を希望する者に対して、個別相談及び無料匿名のH I V 抗体検査（抗体スクリーニング検査及び必要に応じ行う確認検査をいう。以下「H I V 検査」という。）を実施する。

(イ) 保健所等において、H I V ・エイズに関する検査及び相談を希望する者が郵送によるH I V 検査（以下「H I V 郵送検査」という。）を希望した場合に、H I V 郵送検査を実施する。

実施に当たっては、別に定める「保健所等で実施する HIV 郵送検査の手引き」（令和7年6月）に基づき実施されるものとする。

(2) エイズ治療拠点病院におけるH I V 検査・相談事業

エイズ治療拠点病院において、H I V に関する検査及び相談を希望する者に対して、個別相談及び有料のH I V 抗体スクリーニング検査を実施する。

(3) 重点都道府県等特別対策事業

重点都道府県等において、地域の特性やH I V・エイズの発生動向を踏まえ、以下の特別なH I V検査相談体制を整備する。

(ア) 繁華街等における出張H I V検査・相談体制の整備

(イ) 個別施策層の利便性に配慮した特別なH I V検査・相談体制の整備

#### 4. 実施に当たっての留意事項

本事業の企画及び立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めること。

また、検査等を匿名で行うなど、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮すること。

#### 5. 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

なお、3.（1）（イ）において、受検者が自己負担する経費（受検者への検査キット送付や受検者からの検体送付に要する経費）については、対象経費とならないことに留意すること。